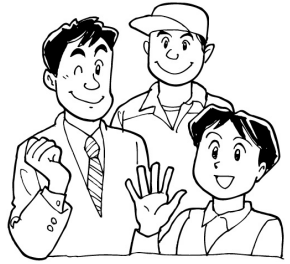


改正する派遣法に「抜け穴」を許しません

派遣から正社員への道をひらき 派遣労働者を守る改正に

労働者派遣法の「改正案」が、今国会に提出されようとしています。しかし、政府が発表した「改正案」は、これまでと同じような「使い捨て」労働が続き、不安定・劣悪な労働条件も変わらない事態が続く、重大な問題点があります。
「雇用は正社員が当たり前であり、派遣は、臨時的・一時的な業務に限定する、正社員を派遣に置き換えを許さない」という原則に立った抜本改正こそが求められています。



日本共産党

政府の「改正案」の問題点

○労働者の使い捨てを許す「2つの大穴」

製造業への「常用型派遣」は、禁止されず

その1
1年以上雇用されているか、雇用される見込みであれば、3ヶ月など短期契約でも、派遣労働が可能に。

登録型派遣は、「専門26業務」が禁止されず

その2
「専門26業務」には、パソコンなどを扱う「事務用機器操作」など、本来、「専門業務」とは呼べないもの。「禁止」に「抜け道」をつくる可能性も。

○自公政権時代の改悪案をもうごむ

派遣先による「事前面接」の解禁や、専門業務で働く労働者に対する直接雇用の申し込み義務の適用を除外。

*しかも、改正する派遣法の実施は、「3年から5年先送り」に。

**大企業の「抵抗と圧力」に屈して、「使い捨て」で
きる派遣労働を残す、「抜け穴」は許されません。**

日本共産党が修正提案

労働者派遣法の改正を、①派遣から正社員への道をひらく、②派遣労働者の雇用と権利、生活を守る保護法に変える立場から提案。(詳しくは、党中央委員会ホームページの参照を)

あなたの声で実現を。署名にご協力下さい

党県書記長 **中野 たけし**

署名が集まりましたら、同封封筒(無料)で送り返して頂くか、党事務所までご連絡下さい。



三重民報

2010年春季号外 日本共産党の政策と見解を紹介します。
発行責任者 津市下弁財町2509 落合郁夫 電話059-227-7301

労働者派遣法の抜本改正を求める要望書

〈要望事項〉

一、労働者派遣法の改正にあたっては、①雇用は正社員が当たり前であり、派遣は臨時的・一時的な業務に限定する、②正社員を派遣に置き換える常用代替は禁止する、という原則に立った抜本改正にすることを。

切り取り線

内閣総理大臣様

氏名	住所

私のひと言

あなたの思いをお書きください。

.....

.....

.....